

住居確保給付金申請に関するQ & A

川口市生活福祉 1 課

Q. 1 「個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少し、離職等と同等程度の状況である」とは具体的にどのような状況を指しますか。

A. 1 経済社会情勢の変動等により個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指します。フリーランス・個人事業主等の雇用以外の形態で就業している方については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指します。

(例 1) フリーの音楽家で、参加予定であったイベントが自粛のため中止が相次いだ場合

(例 2) 景気の悪化により事業所が休業となり、アルバイトのシフトが減った場合

(例 3) 飲食業を営んでおり、自粛のため予約客からキャンセルが相次いだ場合

Q. 2 学生は支給対象者となりますか。

A. 2 学生の場合、世帯の主たる生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

(例) 定時制等夜間の大学等に通いながら常用就職を目指す学生

(例) アルバイト等により、学費や生活費等を自ら賄っていたが、これまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している学生

Q. 3 内定取消を受けた学生は、支給対象者となりますか。

A. 3 世帯の主たる生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

Q. 4 外国人は支給対象者となりますか。

A. 4 日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となります。

Q. 5 新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は、収入・資産の対象となりますか。

A. 5 いずれも収入・資産の対象外となります。新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資を除いた収入・資産額をご明記の上、申請してください。